

2. 政治分野への女性の参画

(1) 政治分野への女性の参画の実態

シンガポールは議院内閣制を採っており、首相は大統領¹⁴¹によって任命されて政府の首長を務める。シンガポールは多数政党制であるものの、実質的には建国以来、与党である人民行動党の単独支配が続いている。議会は一院制であり、議員は以下の3つの異なる制度により選出・任命される¹⁴²。

- ・ 国民選挙による選出議員 (Members of Parliament: MP)

84 議席、任期 5 年である。投票は義務制である。

- ・ 野党指名議員 (Non-Constituency Members of Parliament: NCMP)

選挙に敗れた野党候補者にも議席を与える制度。与党である人民行動党の議席独占を緩和するために 1984 年に導入された。上記の MP とは異なり、憲法改正や予算、議会不信任、大統領罷免への投票権はない。NCMP は最大で 3 議席、任期 2.5 年である。

- ・ 大統領による任命議員 (Nominated Members of Parliament: NMP)

政党に所属しない人物にも選挙を経ずに議席を与える制度。実業界の著名人などが任命されている。NCMP と同様、憲法改正、予算、議会不信任、大統領罷免への投票権はない。1990 年に導入され、現在、最大 9 議席、任期 2.5 年である。

シンガポールでは 1959 年から 1984 年までは小選挙区制度であったが、1988 年より小選挙区とグループ選挙区 (Group Representation Constituency) の並立制を採用している。

グループ選挙区制は、1988 年の憲法改正 (39 条A追加) 及び議会選挙法 (the Parliamentary Elections Act) 改正により導入された制度である。1 選挙区につき 1 政党 3 ~6 名の候補者がグループとなって立候補し、そのうち 1 人はマレー系、インド系などの少数民族出身者でなければならないという民族クォータが定められている。選挙民は政党に投票し、最大得票政党がその選挙区の議席をすべて独占する仕組みである¹⁴³。

シンガポールの国会における女性議員の比率は、24.5%である。歴史的に見ると、シンガ

¹⁴¹ 大統領は従来、象徴的存在であったが、1991 年の憲法改正により国民の直接選挙で選出されるようになり、政府留保金の歳出に関する拒否権や政府要職の任命権を持つようになった。シンガポール大統領府ウェブサイト <http://www.istana.gov.sg/PresidentSRNathan/index.htm>

¹⁴² シンガポール議会ウェブサイト <http://www.parliament.gov.sg/AboutUs/Org-MP.htm>

¹⁴³ シンガポール選挙局ウェブサイト <http://www.elections.gov.sg/>

グループ選挙区制は、表面上、民族的少数派の政治参画の推進を目的とするが、実際には民族的少数派の議員数は制度導入後にもそれほど増加していない。実質的には、制度導入時の選挙区の再編を与党に有利なものとして、野党議席獲得を封じこめるよう機能している。その結果、グループ選挙区ではすべて人民行動党が勝利している(田村 2008)。

ポールにおける女性の政治参画は乏しく、1970年から1983年までの間、女性の国会議員がまったく存在しなかった。しかし、1984年に女性議員が3名当選して以来、女性議員の比率は上昇し続けている。現在は、IPUの統計による世界平均18.4%から見ても、高い水準にある。

図表 4-2 国会における女性議員比率の推移

年※1	女性比率 (%)	女性議員数※2 (人)	議員総数 (人)
○1959	9.8	5	51
○1963	5.9	3	51
○1968	1.7	1	58
○1972	0	0	65
○1976	0	0	69
○1980	0	0	75
○1984	3.8	3	79
○1988	4.8	4	83
○1991	3.4	3	87
○1997年12月	4.8	4	84
○2001年12月	11.8	10	85
2002年12月	11.8	10	85
2003年12月	16.0	15	94
2004年12月	16.0	15	94
2005年12月	16.0	15	94
○2006年12月	21.2	18	85
2007年12月	24.5	23	94
2008年12月	24.5	23	94

※1 ○は選挙年を示す。※2 議員は3つの異なる制度により選出・任命されており、それぞれ任期が異なるため、議員数は変動する。

出典：1959～1968のデータは田村2004、1968～1991のデータはIPU PARLINE database
http://www.ipu.org/parline-e/reports/2283_arc.htm

1997年以降のデータはIPU Women in National Parliaments, statistical archives
http://www.ipu.org/wmn-e/classif_arc.htm

女性議員の内訳を見ると、選挙による女性当選者が2001年には10名、2006年には17名と2000年以降に急に上昇していることがわかる。また、大統領による任命議員が2003年以降5名（9名中）と急に増えている。

図表 4-3 女性議員の内訳の推移

年※1	選挙当選者※2 (人)	野党指名者※3 (人)	大統領任命者 (人)	総数 (人)
1984～	3 (79)	0	-	3 (79)
1988～	4 (83)	0	-	4 (83)
1991～	2 (81)	0	1 (6)	3 (87)
○1997年12月	4 (83)	0 (1)	- (-)	4 (84)
○2001年12月	10 (84)	0 (1)	- (-)	10 (85)
2002年12月	10 (84)	0 (1)	- (-)	10 (85)
2003年12月	10 (84)	0 (1)	5 (9)	15 (94)
2004年12月	10 (84)	0 (1)	5 (9)	15 (94)
2005年12月	10 (84)	0 (1)	5 (9)	15 (94)
○2006年12月	17 (84)	1 (1)	- (-)	18 (85)
2007年12月	17 (84)	1 (1)	5 (9)	23 (94)
2008年12月	17 (84)	1 (1)	5 (9)	23 (94)

※1 ○は選挙年を示す。※2 括弧内の数値は男女総数を示す。

※3 定員は3名であるが、1名しか任命されていない。

出典：1991年までの総数データは IPU PARLINE database http://www.ipu.org/parline-e/reports/2283_arc.htm 1997年以降の総数データは IPU Women in National Parliaments, statistical archives <http://www.ipu.org/wmn-e/classif-arc.htm>

野党指名議員数及び大統領任命議員数データは UN CEDAW C/SGP/3

政党別の当選者内訳は、与党である人民行動党が議席をほぼ独占する状態であることを示している。

図表 4-4 政党別当選者数男女内訳の推移

選挙年	人民行動党		労働者党		民主党		その他		選挙による総議席
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	
1968	1	58	0	0	-	-	0	0	58
1972	0	65	0	0	-	-	0	0	65
1976	0	69	0	0	-	-	0	0	69
1980	0	75	0	0	0	0	0	0	75
1984	3	74	0	1	0	1	0	0	79
1988	4	76	0	0	0	1	0	0	81
1991	2	75	0	1	0	3	0	0	81
1997	4	77	0	1	0	0	0	1	83
2001	10	72	0	1	0	0	0	1	84
2006	17	65	0	1	0	0	0	1	84

※ 選挙選出議員のみ。

出典：IPU PARLINE database http://www.ipu.org/parline-e/reports/2283_arc.htm

シンガポールの国会において近年、女性議員の比率が上昇したのは、グループ選挙区制と大統領任命議員制に拠るものと指摘されている¹⁴⁴。グループ選挙区制は、有力な政治家がグループ内に 1 名いれば新人議員でも当選しやすい制度である。事実、当選した女性議員はすべて、与党である人民行動党のグループ選挙区からの当選者である。

また、大統領任命議員制度は、導入時は 6 議席であったが現在では 9 議席まで増えている。女性国会議員のうち 2 割はこの制度で議員資格を得ている状況である。グループ選挙区制と大統領任命議員制は女性の政治参画を目的とした制度ではないが、結果的に女性議員数を増やすことに役立っている。

このように、シンガポールでは近年、女性議員が増加してきたものの、国会の議長や内閣に女性が任命されたことは未だない。内閣は首相、上級大臣、顧問、首相が議員から任命する大臣の計 20 名で構成されており、全員が男性である。女性議員の最高職位としては、大臣の次のレベルにあたる國務大臣 (State Minister) ほか要職在籍者が現在 4 名いるのみである。

なお、シンガポールには地方議会に相当する組織はない。

(2) 政治分野への女性の参画に関する取組

シンガポールでは、女性の政治参画を促すための法制度はなく、政党独自の積極的措置も行われていない。女性の政治参画を高める取組としては、与党の女性部が女性候補擁立を視野に入れた女性の政治意識向上のための活動を行っている。

①人民行動党女性部の女性議員候補リクルート活動

人民行動党女性部では、各分野で活躍する女性リーダーたちとの対話セッションを定期的実施するプロジェクトを実施している。医師、弁護士、教師、会計士といった専門職の女性たちのグループと女性部のメンバーが集まり、経済や時事問題について幅広く対話するというものである。

将来の政治家育成も視野に入れているが、あからさまに議員候補者をリクルートしているわけではない。女性リーダーたちが政治家と話す機会を持つことで、政治を身近に感じてもらうのが目的である。

さらに、大学新卒者など将来のリーダー候補者たちと対話する機会も設けている。女性部のメンバーがメンターとなって若い女性を支援していくプログラムであり、将来リーダーになろうという希望を持っている若い女性のモチベーションを維持させることが目的で

¹⁴⁴ シンガポール労働者党ならびに SCWO へのヒアリング調査より。

ある。女性部の若者版「YP Women」という組織もあり、若い女性たちに政治参画を促す活動を行っている。

(3) 今後の課題

①小選挙区からの女性議員の選出

現在、当選した女性国会議員はすべてグループ選挙区からの選出であり、小選挙区から当選した女性議員は 1 人もいない。グループ選挙区制は、有力な政治家がグループ内に 1 名いれば新人議員でも当選しやすいため、女性の政治参画にも有利に働いてきたといえる。しかし、今後はグループ選挙区制に依存せず、小選挙区から女性議員が立候補し当選することが女性政治家にとっての課題とされている。

②女性閣僚の任命

能力主義を掲げながら、女性閣僚がいまだに 1 人も存在しないという現状では、女性の政治参画が進んでいるという意識は持てない、という意見がヒアリング調査により得られている。女性議員の政治力を向上させて、より影響力のあるポジションに女性が就くことが課題として残されている。

③女性の政治参画に関する家族の支援

家族、特に男性パートナーのサポートがなければ、女性が政治に積極的に参画していくことはできない、という意見がヒアリング調査により得られている。女性は家庭、男性は仕事というような性的役割分担に基づくステレオタイプを形成しないような教育を浸透させ、女性の政治参画に対して家族の理解とサポートが得られるようにすることが課題とされている。

④若者の政治参画

政治改革には男性・女性ともに若者の政治参画が必要である。若者の政治に対する意識を高めて政策方針決定過程への積極的な参画を推進することが課題とされている。